

## 令和4年竹田市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 令和4年9月6日(火) 午後2時00分～午後3時05分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸  
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治  
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤俊郎、次長：堀貴美子、管理係長：佐藤正子、農地係：河崎凌央  
農政課職員  
農業振興係長：志賀直樹

6. 議事

議案第56号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 5件  
議案第57号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・ 3件  
議案第58号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 3件  
議案第59号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転）・・・ 2件  
議案第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 4件  
議案第61号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 2件  
議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 2件  
議案第63号 非農地証明について・・・・・・・・・・ 4件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和4年竹田市農業委員会第9回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、5番佐藤隆幸委員、6番佐藤博一委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第21号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、2件ありましたので報告します。

なお、1番の案件は、議案第60号農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し、合意解約するものです。

2番の案件は、議案第56号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認に関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第22号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、5件ありましたので報告します。

続いて、報告第23号について報告を申し上げます。

報告第23号専決処分事項競売に伴う買受適格証明書の発行について

入札に参加する者から買受適格証明の申請がありましたが、入札期間が差し迫っていたため竹田市農業委員会規則第8条第5項の規定により専決を行い証明書を発行しましたので報告します。

議長

報告第23号について、事務局からもう少し説明をお願いします。

事務局

報告第23号ですが、大分地方裁判所竹田支部による公売物件です。農地の公売の場合は誰でも公売に参加できるわけではなく農業者でないと参加できません。公売に参加するにあたり添付書類として買受適格証明書が必要なため、また、入札期間が総会より前だったため会長の専決で買受適格証明書を発行させていただきました。この後売却決定されれば、所有権移転の農地法第3条第1項の規定による許可申請がされる予定です。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第56号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 5件

議案第57号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について 3件

議案第58号 農用地利用集積計画の承認について 3件

議案第59号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 2件

議案第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件

議案第61号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第63号 非農地証明について 4件

以上、25案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第56号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第56号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものがあります。

1番の案件は、5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

2番、3番の案件は、10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

4番、5番の案件は、10年3か月間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第56号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第56号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第57号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第57号の農用地利用配分計画案は、先程議案第56号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第57号の1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「借受者は地域の担い手で、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

2番の借り手は、〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第57号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第57号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課の志賀係長は、退席してください。ありがとうございました。

(14時19分)

議長

再開します。

(14時19分)

議長

議案第58号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇です。2年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

3番の借り手は、〇〇〇〇です。2年7か月間の賃貸借、新規設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第58号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

議案第59号大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議長

最初に、1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第59号の1番の案件は、譲渡人大分県農業農村振興公社から譲受人認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町田代字津留〇〇〇〇番外2筆、田3筆、合計面積7,742平方メートルを農地売買支援事業により、所有権移転するものです。農業経営基盤強化促進法による所有権の移転であります。譲受人の経営規模は、151,826平方メートルであり、下限面積要件を充たしています。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

## 2番山村徹委員

議案第59号の1番の調査報告をいたします。

譲受人は、労力は40人です。農機具はトラクター5台、田植機2台、コンバイン2台、その他トラックを所有しております。稲作・野菜・畜産経営中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

## 議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

## 事務局

議案第59号の2番の案件は、譲渡人大分県農業農村振興公社から譲受人認定農業者である〇〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字古市〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積8,244平方メートルを農地売買支援事業により、所有権移転するものです。農業経営基盤強化促進法による所有権の移転であります。譲受人の経営規模は、44,171平方メートルであり、下限面積要件を充たしています。

## 議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

## 12番釘宮恒憲委員

議案第59号の2番の調査報告をいたします。

譲受人は、労力は2人です。農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植機を共同で1台所有しております。稲作中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

## 議長

只今、調査報告がありましたが、ご意見・ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

## 議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第59号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

## 議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第60号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に、1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第60号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字坂折〇〇〇〇番外2筆、田3筆、合計面積5,541平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、70,579平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

10番麻生章治委員に、調査報告をお願いします。

10番麻生章治委員

議案第60号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台・コンバイン1台・田植機1台・ドローン1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第60号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字片ヶ瀬字恩下〇〇〇〇番、畑1筆、面積2,282平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、7,489.75平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

議案第60号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン2台・田植機1台・耕うん機1台所有

しており、稲作・果樹栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第60号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字阿蔵野〇〇〇〇番外1筆、畑2筆、合計面積316平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、11,663平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

議案第60号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター2台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第60号の4番の案件は、親族間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字風呂ノ元〇〇〇〇番外1筆、田1筆畑1筆、合計面積1,701平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、3,708平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

議案第60号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま



よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第60号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第60号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第61号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第61号の1番の案件は、申請地竹田市荻町政所字中嶽〇〇〇〇番、田1筆、面積1,000平方メートルの田です。この申請地は農用地区域内の農地です。転用目的は、畜舎新築です。申請者は、畜産経営の農家で、既存の畜舎だけでは足りなくなったため、規模拡大のため牛舎増築を計画したものです。排水については、既存側溝へ流す計画で、土地改良区の承諾も得ています。工事期間は、許可後から令和5年3月31日までを予定しています。

転用許可基準は、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当すると考えられます。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

議案第61号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれなく、計画を実施することが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第61号の2番の案件は、申請地竹田市久住町大字仏原字宮田〇〇〇〇番、面積9,445平方メートルのうち3,635平方メートルの田です。この申請地は農用地区域内の農地です。転用目的は、畜舎・堆肥舎新築です。申請者は、畜産経営の農家で、既存の畜舎だけでは足りなくなったため、新たに牛舎と堆肥舎の新築を計画したものです。排水については、施設内の排水溝へ流す計画で、水路組合の承諾も得ています。工事期間は、許可後から令和5年3月20日までを予定しています。

転用許可基準は、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当すると考えられます。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第61号の2番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第61号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

4番長野幸生委員

分筆は必要ないですか。

事務局

分筆は必ずしも必要ないです。ただし、分筆していないと登記ができません。また、面積の根拠は必要ですので求積図を添付しています。

4番長野幸生委員

汚水処理はどうしますか。

事務局

し尿は堆肥舎で処理、乾燥して田に撒きます。

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第61号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第62号の1番の案件は、申請地竹田市大字太田字上長田〇〇〇〇番、面積1,646㎡の登記地目畑です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備用地です。転用者は、東京で太陽光発電事業を行う業者で、所有者と所有権の移転を行い、太陽光発電を計画したものです。排水は、敷地内素掘り側溝を整備し自然浸透処理する計画で流量計算書が添付されています。工事期間は、許可後から令和4年12月末日までを予定しております。

転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

議案第62号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第62号の2番の案件は、申請地竹田市直入町大字長湯字湯原〇〇〇〇番、面積481平方メートル

の田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。転用者は、現在借家に住んでおり、持ち家を考え、申請地の所有権を移転し住宅建築を計画したものです。排水については、既存側溝に流すため、隣家の承諾書も得ております。工事期間は、許可後から令和5年1月20日までを予定しております。

転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第62号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第62号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第62号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第63号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第63号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字竹田字殿町〇〇〇〇番外1筆、登記地目畑2筆、合計面積1,035平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、農地とし

て管理ができなくなり、昭和56年頃、砂利とコンクリート敷にし、現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第63号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字植木字楠野〇〇〇〇番外4筆、登記地目田2筆畑3筆、合計面積1,420平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、昭和40年頃から亡き祖父が耕作していた農地の管理ができなくなり、現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番佐藤隆幸委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第63号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字片ヶ瀬字上西平〇〇〇〇番外4筆、登記地目畑5筆、合計面積3,015平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、遠隔地に住んでいるため農地として耕作することができなくなり、昭和50年頃植林し、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番和田京子委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われま

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第63号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字平田字主ノ田〇〇〇〇番外8筆、登記地目田3筆畑6筆、合計面積2,019平方メートルの非農地申請をしたものです。当該地は、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番は獣害被害が酷いため平成10年頃から放棄地となり原野となっております。〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番は昭和45年頃植林し、現況は山林と原野となっております。始末書が添付されています。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番佐藤隆幸委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われま

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第63号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第63号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年竹田市農業委員会 第9回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時05分)

令和4年9月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....